

添付法令資料 4 :

保証機関の事業許可及び組織に関する 2017 年 1 月 11 日付  
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.1/POJK.05/2017 (目次)  
同日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	法人の形態及び資本
第 1 節	法人の形態 (第 2 条ないし第 6 条)
第 2 節	資本 (第 7 条)
第 3 節	営業地域の範囲 (第 8 条及び第 9 条)
第 3 章	所有 (第 10 条及び第 11 条)
第 4 章	事業許可 (第 12 条ないし第 16 条)
第 5 章	シャリーア事業体
第 1 節	シャリーア事業体の形態 (第 17 条)
第 2 節	シャリーア事業体の運転資金 (第 18 条)
第 3 節	シャリーア事業体の許可 (第 19 条ないし第 21 条)
第 4 節	シャリーア事業体の管理 (第 22 条及び第 23 条)
第 5 節	シャリーア事業体の支店 (第 24 条ないし第 29 条)
第 6 節	シャリーア事業体の閉鎖 (第 30 条及び第 31 条)
第 7 節	シャリーア事業体の分割 (第 32 条ないし第 34 条)
第 6 章	組織構造 (第 35 条)
第 7 章	人材
第 1 節	認証 (第 36 条)
第 2 節	専門家 (第 37 条及び第 38 条)
第 3 節	人材開発 (第 39 条)
第 8 章	営業地域の範囲の変更 (第 40 条及び第 41 条)
第 9 章	報告
第 1 節	定款変更の報告 (第 42 条及び第 43 条)
第 2 節	取締役会メンバー、監査役会メンバー、シャリーア監督委員会メンバー 及び株主の変更の報告 (第 44 条)
第 3 節	法人形態変更の報告 (第 45 条)
第 4 節	所在地変更の報告 (第 46 条)
第 10 章	吸収合併、新設合併、買収及び会社分割
第 1 節	吸収合併及び新設合併 (第 47 条ないし第 54 条)
第 2 節	買収 (第 55 条ないし第 58 条)
第 3 節	会社分割 (第 59 条ないし第 72 条)
第 11 章	支店 (第 73 条ないし第 76 条)
第 12 章	保証事業又は再保証事業からシャリーア保証事業又はシャリーア再保証

	事業への転換（第 77 条ないし第 82 条）
第 13 章	事業許可の取消し（第 83 条ないし第 93 条）
第 14 章	保証機関協会（第 94 条）
第 15 章	保証支援機構（第 95 条ないし第 99 条）
第 16 章	コンプライアンスの確立
第 1 節	通知（第 100 条）
第 2 節	遵守計画（第 101 条）
第 17 章	行政制裁（第 102 条ないし第 105 条）
第 18 章	雑則（第 106 条及び第 107 条）
第 19 章	経過規定（第 108 条ないし第 111 条）
第 20 章	終則（第 112 条ないし第 114 条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所